

議員宿舎に関する配付資料

○ 鍵の引換証

1. 青山議員宿舎の概要
2. 議員宿舎の入居基準
3. 議員宿舎使用誓約書 → (管理課までご提出ください)
4. 青山議員宿舎入居までの流れ
5. 電気・水道・ガス等の使用及び料金の支払いについて
6. 青山議員宿舎新聞業者リスト
7. 議員宿舎における国会名義 (N T T) 電話の設置について
→ (設置をご希望の場合は、管理課までご提出ください)
8. 青山議員宿舎内線電話の使い方について
9. 議員室間取図
10. 青山議員宿舎の室内の備品
11. 青山議員宿舎周辺略図

別紙 青山議員宿舎の光熱水料計算方法

※ 資料に関するご質問がある際には、

管理課議員宿舎係 内線 [] にて承ります。

各資料の提出先は、第二別館 6 階管理課までお願いします。

個別の具体的な件につきましては、青山議員宿舎

(03-3408-4911)に連絡してください。

青山議員宿舎の概要

名称	衆議院青山議員宿舎
住所	東京都港区六本木7-1-3
電話番号	03-3408-4911
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階
総戸数	40戸(2号館17戸、3号館23戸)
議員室専有面積	約46m ² 2DK
竣工時期	2号館 昭和36年3月20日 3号館 昭和37年3月26日
令和3年度宿舎使用料	21,638円
備品	食堂セット(食卓子1脚、食卓用椅子4脚) ガステーブル、電話機2台(外線用・内線用) 照明器具

議員宿舎の入居基準

平成18年6月14日議運庶務小委員会決定
平成18年6月15日議運理事会了承
令和3年11月4日各派協議会了承

1. 議員宿舎の使用は、議員及び議員と同居する家族等に限るものとする。
2. 東京都23区内に住居を所有する議員は、議員宿舎に入居できないものとする。
ただし、所有する住居に議員が入居できない特別の事情がある場合には、議院運営委員会庶務小委員長において、許可することができる。
3. 議員が議員宿舎に入居後、東京都23区内に住居を所有し、居住することとなった場合には、直ちに議員宿舎を退去しなければならない。

議員宿舎使用誓約書

令和3年 月 日

衆議院議長 殿

衆議院議員

(印)

青山議員宿舎に入居する際は、下記の入居基準に従います。

記

- 1 議員宿舎の使用については、議員及び議員と同居する家族等に限るものとする。
- 2 議員宿舎の入居においては、東京都23区内に住居を所有していないこととする。
- 3 東京都23区内に所有する住居に入居できない特別の事情がある場合には、議院運営委員会庶務小委員長に許可を求めるものとする。
- 4 東京都23区内に住居を所有し、居住することとなった場合には、直ちに議員宿舎を退去するものとする。

青山議員宿舎入居までの流れ

1. 青山議員宿舎入居日の確定

衆議院事務局管理課（03-3581-5111 内線 []）に、入居可能な状態かを確認してください。確認後、入居日を確定の上、引越業者等を各自で手配してください。議員宿舎の事前の下見も可能ですので、ご希望がありましたら、管理課までご連絡ください。

入居日が決まりましたら、衆議院事務局管理課（03-3581-5111 内線 []）までご連絡ください。

入居日までに、『議員宿舎使用誓約書』を管理課（衆議院第二別館6階）まで提出をお願いします。

2. 電気・水道・ガス・新聞・電話・インターネットの手続き

- (1) 電気については、ブレーカーを上げてから使用してください。
- (2) 水道・給湯については、そのまま使用してください。
- (3) ガスコンロを使用する際は、資料に基づいて、入居日に合わせて、ガスの開栓や契約の手続きを各自でお願いします。

<東京ガス>050-3818-9321 (開栓には居住者と業者との立会いが必要になります)

- (4) 新聞については、別紙に基づき各取扱販売所に連絡して申し込んでください。
- (5) 固定電話の設置を希望される方につきましては、衆議院事務局で手続を行いますので、書類を衆議院事務局管理部管理課（第二別館6階）までご提出ください。

- (6) インターネット（NTT B フレッツ）については、こちらにお問い合わせください。

<NTT 東日本 []> []

3. 議員室の鍵の受け取り

衆議院事務局管理部管理課より交付された“引換証”を青山議員宿舎の受付にお持ち下さい。それにより鍵の引き換えを行います。

なお、鍵の引換えを行った日より、議員宿舎の使用料が発生いたします。

<青山議員宿舎>

〒106-0032

東京都港区六本木7-1-3

電話 03-3408-4911

電気・水道・ガス等の使用及び料金の支払いについて

<電 気>

- ・ 電気は申し込むことなく、入居日から使用できます。
- ・ 議員室の電気量は30Aです。
入室の際、ブレーカーを上げてご使用ください。
- ・ 使用料は検針の上、基本料とともに歳費から引き去らせていただきます。

<水 道>

- ・ 水道は申し込むことなく、入居日から使用できます。
- ・ 使用料は検針の上、基本料とともに歳費から引き去らせていただきます。

<給 湯>

- ・ 浴室、台所等には給湯設備があります。
- ・ 使用料は検針の上、基本料とともに歳費から引き去らせていただきます。

<ガ ス>

- ・ 宿舎入居日にあわせて、ガス開栓の手続きをしてください。
連絡先：東京ガス ライフバル港

050-3818-9321

電話受付時間：月曜日～土曜日 9:00 から 19:00 まで

日曜日・祝日 9:00 から 17:00 まで

ガスの開栓には、立会いが必要です。

- ・ 開栓作業の後、ガス料金の支払い方法の説明があります。

- ※ 料金の支払いは個人払いとなります。
- ※ 請求書の送付先について、議員宿舎または議員会館かを検討し、業者に連絡してください。

<新聞の購読>

- ・ 購読の申し込みは、別紙を参照して、各新聞販売店に直接申し込みでください。
- ・ 料金の支払いは個人払いとなります。
- ・ 新聞は議員室扉前まで配達いたします。

<クリーニング>

- ・ 議員宿舎に出入りしている業者をご利用ください。
- ・ 料金の支払いは個人払いとなります。

<電 話>

- ・ 国会名義電話の申し込みについては別紙を参照して、管理課へ申し込みでください。
- ・ 申込みの数日後に、N T Tより議員会館へ、新電話番号の通知及び料金の支払い方法についての説明がございます。
- ・ 料金の支払いは個人払いとなります。

青山議員宿舎新聞業者リスト

◎読売新聞（産経新聞も取り扱っております）

青山販売所

港区西麻布 1-5-23 TEL: 03-5410-3987

◎朝日新聞

A S A 麻布赤坂青山

港区芝 3-3-14 TEL: 03-3451-7059

◎毎日新聞

江崎新聞店麻布十番支店

港区麻布十番 3-4-6 TEL: 03-3451-3770

◎日本経済新聞

N S N 西麻布

港区西麻布 2-9-9 TEL: 0120-211-705

議員宿舎における国会名義（N T T）電話の設置について

管理部管理課

青山議員宿舎において、国会名義（N T T）電話の設置を希望される方は「設置依頼書」をご記入のうえ、第二別館6階の管理課議員宿舎係へご提出願います。

「設置依頼書」を提出した議員室にN T Tから新しい電話番号が提示されます。その際に、使用料金等の支払い方法についてもN T Tとご相談ください。なお、議員宿舎の国会名義電話は災害時優先電話（注1）として登録（無料）されます。

（注1）災害時優先電話とは、災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中するところから電話がかかりにくくなることがあります、公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保することができるよう、法律に基づいてあらかじめN T Tが指定する電話であり、被災地及び途中にあるすべての電話設備に被害がない限り、優先的に発信が可能となるサービスです。

衆議院第二別館6階
管理部管理課議員宿舎係

（内線 ■■■・■■■）

[国会名義]

令和 3 年 月 日

衆議院事務局
管理部管理課長 殿

青山議員宿舎 号室

衆議院議員

(印)

担当秘書氏名

議員会館内線番号

国会名義（N T T）電話の設置について

青山議員宿舎 号室に国会名義（N T T）電話の設置を
依頼いたします。

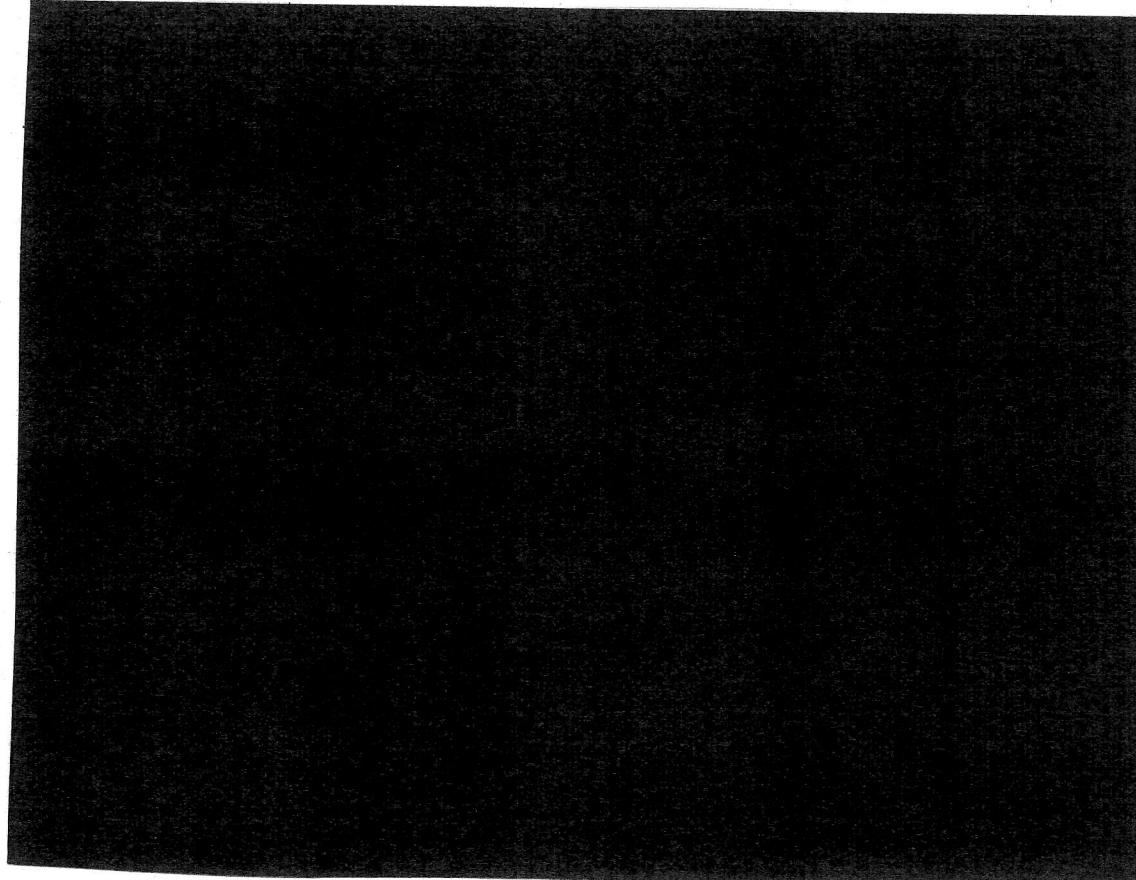
入舎日 令和 3 年 月 日

提出先 衆議院第二別館 6 階
管理部管理課議員宿舎係
(内線 [] ・ [])

青山議員宿舎内線電話の使い方について

- 宿舎内線から衆議院内線へ 「[]」の後、衆議院内線番号をダイヤル
- 衆議院内線から宿舎内線へ 「[]」の後、議員室内線番号(部屋番号)をダイヤル
- 宿舎内線から参議院内線へ 「[]」の後、参議院内線番号をダイヤル
- 宿舎内線から国会図書館へ 「[]」の後、図書館内線番号をダイヤル
- 宿舎内線から宿舎内線へ 議員室から議員室へは、相手の議員室内線番号(部屋番号)をダイヤル
※事務室受付へは [] 又は [] をダイヤル
- 衆議院内線から宿舎受付へ 「[]」の後、[] 又は [] をダイヤル

議 員 室 間 取 図



(4 6 m²)

青山議員宿舎の室内の備品

・ テーブル 1脚

・ 椅子 4脚

・ ガステーブル 1台

・ 電 話 機 2台

(内線 1台、外線 1台)

・ 和 室 照 明 2台

青山議員宿舍周辺略図

令和3年10月現在

都営地下鉄



青山議員宿舎の光熱水料計算方法

青山議員宿舎は構造上、電気・給湯・水道に関して、各会社との個別契約が出来ず、議員宿舎と各会社との一つの契約となっています。

各議員に対する請求額の計算方法は以下のとおりとしております。

1. 電気料金（検針日各月 2 日目途）

$$\text{議員室負担額} = \text{①基本料金} + \text{②従量料金}$$

$$\text{① 基本料金} = \text{該当月の基本料金請求額} \times 0.4 \div 40 \text{ (住戸数)}$$

※ 共用面積と居室面積の比を踏まえて、

基本料金の6割を官負担、4割を議員負担としています。

$$\text{② 従量料金} = \text{各戸使用量} \times \text{該当月の従量単価}$$

※ 従量単価は、電力量料金（含む燃料費調整額）、再エネ発電賦課金、太陽光促進賦課金を含みます。

2. 給湯料金（検針日各月 21 日目途）

$$\text{議員室負担額} = \text{①ボイラーガス料金} + \text{②ボイラー稼動に係る電気料金}$$

① ボイラーガス料金

$$\text{基本料金 A} = \text{該当月の基本料金請求額} \div 41 \text{ (住戸数+事務室分)}$$

$$\text{基本料金 B} = \text{該当月の従量料金請求額} \times 0.85 \div 41 \text{ (住戸数+事務室分)}$$

$$\text{従量料金} = \text{従量料金請求額} \times 0.15 \times \text{各戸給湯量} \div \text{総給湯使用量}$$

※ 給湯使用者に従量料金の全てをご負担いただくと請求が過大となるため、24時間ボイラーを運転するエネルギーを85%と計算し、それを基本料金として、使用の有無に関わらずご負担いただることとしています。

② ボイラー稼動に係る電気料金

$$\text{ボイラー稼動に係る電気使用量} \times \text{従量単価 (電気)} \times \text{各戸使用量} \div \text{総給湯使用量}$$

3. 水道料金（検針日各月 21 日目途）

水道局呼び径 13 mm の料金計算方法に準じています。

使用料が 0 ~ 5 m³ の場合

$$\text{上水道 } 860 \text{ 円} \times 1.10 = 946 \text{ 円}$$

$$\text{下水道 } 560 \text{ 円} \times 1.10 = 616 \text{ 円}$$

※ 月の途中で入退舎があった場合にはいずれも日割り計算を行うこととなります。